暴力・ハラスメント行為等で
お悩みのトップアスリートの方へ

トップアスリートのための
暴力・ハラスメント
相談窓口



JAPAN SPORT
COUNCIL
日本スポーツ振興センター

スポーツ指導における暴力行為等に関する
第三者相談・調査委員会

このリーフレットは寄付により作成しています。

対象となる相談内容は？

直近4年以内に受けたスポーツ指導における事案が対象です。



暴力

例：殴る、蹴る、物を投げる行為のほか、威圧的な態度や大声で脅すなど、恐怖を与える行為

暴言

例：人格を否定する発言や、長時間にわたる過度な叱責など、精神的な苦痛を与える行為





パワハラ

例：無視や仲間外れなど、立場を利用して相手に精神的な苦痛を与える行為

セクハラ

例：性的な発言、身体への不要な接触、性的関係を求めるなどの行為



※このほかにも適正な指導の範囲を超えて身体的・精神的苦痛を与える行為などが相談の対象となる場合があります。

※指導者のみならず、所属する団体の役員・事務局スタッフ、同僚選手からの行為も、スポーツ指導に関連して行われたものは対象に含まれます。

利用対象者となる
トップアスリートは？

❶オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会の代表選手

❷JOCが認定するオリンピック強化指定選手及びオリンピックネクスト強化指定選手

❸JPCが認定する強化指定選手

❹JOC又はJPCに加盟する中央競技団体が独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手

上記の地位・身分でなくなってから4年を経ない者

※関係者（トップアスリートの親族、知人、所属する団体等、トップアスリートと一定の関係を持つ人・団体）からも相談できます。



トップアスリートのための 暴力・ハラスメント 相談窓口

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）では、トップアスリートに対して直近４年以内に行われたスポーツ指導における暴力・ハラスメント等（暴力、暴言、パワハラ、セクハラ、不適切な指導）について相談を受付けています。

あなたの
競技人生を
守るための
相談窓口です



YouTube

詳細はHPをご覧ください。

よくある質問

Q. JSCの窓口の特徴は何ですか。

A. 独立行政法人であるJSCが運営しているため、より公正・中立な第三者的な立場で相談・調査を行うことができます。

Q. 相談員はどのような人ですか。

A. 弁護士、臨床心理士または公認心理師、元トップアスリート等から選任しています。

Q. 相談した情報は守られますか。

A. JSCでは厳密な情報管理を行い、秘密を厳守します。

Q. 匿名で相談できますか。

A. 制度の対象者か否かを判断するため、匿名での相談は受け付けておりません。

Q. 被害を受けている選手について、その関係者が代理で相談できますか。

A. 被害者本人の同意があれば、代理でご相談いただけます。

その他のよくある質問

相談の流れ

暴力・ハラスメント行為等を受けたら…

STEP 1

相談窓口に連絡

メールフォームから相談窓口へご連絡ください。

▼

STEP 2

相談員に相談

本窓口における要件に該当する場合、
担当の相談員が状況や経緯についてお伺いします。

▼

STEP 3

関係者への調査

調査が必要だと判断された場合は、ご本人の同意を得たうえで、相談員が関係者へのヒアリングなどを行います。

▼

STEP 4

競技団体等への助言・勧告等の実施

調査結果を踏まえて、必要に応じて
競技団体等へ勧告・助言等を行います。

※無料でご相談いただけます。

相談窓口はコチラから

**LINEの登録も
お願いします**

LINE